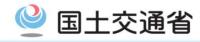
資料1 ワーキンググループの概要と委員からの主なご意見

令和5年8月4日



被害者保護増進等事業の効果検証に関するワーキンググループ概要



● 自動車事故被害者、その家族及び遺族団体、自動車ユーザー団体等の関係団体の率直な意見交換を行うため、本検討会の下に「被害者保護増進等事業の効果検証に関するワーキンググループ」設置。

イメージ

被害者保護増進等事業に関する検討会

全面的に公開

座長 自賠審会長の兼務 座長代理 WG座長

委員

•学識経験者

•公益代表委員

·被害者·遺族代表委員

・ユーザー代表委員

一部八開



被害者保護増進等事業の効果検証に関するワーキンググループ

学識経験者

福田 弥夫 古(日本大学危機管理学部教授(保険法)) (名

古笛 恵子 (弁護士)

麦倉 泰子

(関東学院大学社会学部教授)

·被害者·遺族代表委員

小沢 樹里

座長

(関東交通犯罪遺族の会 代表理事)

桑山 雄次

(全国遷延性意識障害者・家族の会代表)

古謝 由美

(NPO法人日本高次脳機能障害友の会 監事)

徳政 宏一

(NPO法人日本頸髓損傷LifeNet 理事長)

・ユーザー代表委員

加藤 憲治

((一社)日本自動車会議所 保険特別委員長)

金子 晃浩

(全日本自動車産業労働組合総連合会 会長)

坂口 正芳

((一社)日本自動車連盟 会長)

WG における委員からの主なご意見

■効果検証手法

〇開催スケジュール

・ 検討会の開催スケジュールについて、予算要求時期を踏まえることも重要だが、やはりこの各事業 の進捗を半期ごとにしっかりと確認して検証できるよう、一回目の検討会を、5 月もしくは 6 月、2 回 目は提案どおり 11、12 月に実施する方が、バランスが良いと思うので、今後ご検討いただきたい。

○ナスバの行う事業の評価指標

・ ナスバの行う被害者支援関係の事業につき、「ナスバにおける年度評価」をアウトカム指標(政策効果)として使用しているが、ナスバにおける年度評価がどのような形で行われているのかが分からないと、指標として使用することが適切かどうか判断しかねるので、年度評価がどのように行われているか分かるようにすべきではないか。

■事業内容

〇被5「短期入院協力事業」、被6「短期入所協力事業」

- ・ コロナ感染症の発生前から執行率が高くなく、事業としては必要だと思っているが、工夫が必要だと 思うので、引き続き検討をお願いしたい。
- ・ 事業の執行率が大変悪いが、根本的な原因は、介護に関わる人材の確保だと思うので、何らかの 方策を考えてほしい。人材の確保は受入環境整備事業にも関わる話である。

〇被7「自動車事故被害者受入環境整備事業」

- ・ (執行率は低いが)事業として大変重要だと認識している。執行率が低いのは、本当に必要なところに届いていない可能性があるので、本当に必要な方の安心に一日でも早く繋がるように、何らかの 積極的な工夫をお願いしたい。
- ・ 介護人材の問題についてはなかなか解決策が見出し辛い。かなりハードルは高いだろうが、介護 者なき後に向け、考えて頂きたい。

〇被 16「事故被害者へのアウトリーチ強化・ユーザー理解増進事業」

・ 広報に関し、トラック協会とか、バス協会などが、例えば 10 月 9 日の「トラックの日」などに子供向けも含めた様々な広報活動を行っており、そういった場に相乗りさせてもらって活動することを検討してはどうか。

〇事 10「高齢者の免許返納の促進に向けた対策」

・ 高齢者による事故の防止は重要であると認識。一方で、免許返納の促進に向けた取り組みは、地域によっては免許返納者に限定することなく支援しているが、免許返納者に限定しない取組につい

ては、自動車ユーザーが支払った自賠責保険料の中で行なわなくてはならないものなのか、疑問がある。

- 免許返納者に限定するということであれば、一定の理解はできる。
- 免許返納者と返納者以外の棲み分けについて厳密な対応をお願いしたい。

■その他

〇被8「社会復帰促進事業」

ほかの事業所が見て参考になるよう、好事例集のような形で、普及啓発を行ってはどうか。

〇被 13「療護センターの老朽化対策及び機能強化」

・ 全国に4か所ある全てのセンターについて、それぞれどのようや役割分担をするかという視点で、しっかり検討をしてもらいたい。

〇被 14「在宅療養環境整備事業」

・ 訪問系サービスを提供する事業所の人材不足の問題は、地域的な偏在も大きく、遠くからヘルパー に来てもらって何とか介護を受けているという課題もあるので、ぜひ事業には力を入れて欲しい。

ナスバのアウトカム指標(政策効果)の考え方について

- ナスバは、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する中期目標管理法人であり、毎事業年度の終了 後、主務大臣の評価を受けなければならない(通則法第32条第1項)。
- 主務大臣の評価を受けるにあたっては、まずナスバにおいて外部有識者による自己評価を行い、その 結果について、主務大臣が評価を行い、結果を公表することとされている(通則法第32条第4項)
- ナスバの事業については、上述のとおり、ナスバの外部有識者による自己評価(「業績評価等のための」 タスクフォース」)と国土交通省の外部有識者による評価を毎年度受けており、結果も公表されることから、 ナスバが実施する事業のうち、客観的評価指標が設定し辛い被害者救済関係事業については、国交省の評 価を政策効果の指標として活用する。

評価の流れ

ナスバの自己評価

報告書の提出・公表



意見聴取

意見聴取

国土交通省の評価

評価結果の通知・公表



ナスバの業務改善

ナスバの「業績評価等のためのタスクフォース」

○委員

芝田 俊文 弁護士(自賠責紛争処理機構·紛争処理委員)

医学博士(元国立松戸病院外科医長) 松原 了

樫谷 隆夫 公認会計士(総務省独法評価委員会委員)

永井 正夫 東京農工大学名誉教授((一財)自動車研究所代表理事)

名取 雅彦 (株)マインズ・アイ 代表取締役(元(株)野村総研)

国土交通省が意見聴取する外部有識者

○委員

堀田 一吉 慶應義塾大学商学部教授(救済のあり方検討会委員) 有賀 徹 (独)労働者健康安全機構理事長 昭和大学名誉教授

袁 高明 弁護士(元日弁連交通事故相談センター副理事長)

春日 伸予

芝浦工業大学工学部教授(事業用自動車事故調査委 委員)

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

	一 1 一 3	年度評		加计足术	項目別	備考		
1 /24 1 (/31 /11/		2 9	3 0	元	2	3	. 調書No.	UII 3
		年度	年度	年度	年度	年度	руд <u>—</u> 110.	
I E		千皮 千皮 千皮 千皮 千皮 一一 一 一 一 一 一 一 一 一						
	全指導業務等		A	A	В	В	Ι	
	指導講習、適性診断の充実・	В	В	В	В	В	1-1	
	改善改善	В						
	民間参入の促進	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>	1 - 1	
			<u>重</u>	<u>重</u>	<u>重</u>	<u>重</u>		
	運輸安全マネジメント制度等	В	В	В	В	В	1 - 1	
	の浸透・定着							
	国の安全対策への貢献	ВО	AO	AO	ВО	ВО	1-1	
			重	重	重	重		
被害者援護業務			В	В	В	В		
	治療・看護の充実	<u>B</u>	<u>A重</u>	<u>B重</u>	<u>B重</u>	<u>B重</u>	1 - 2	
	知見・成果の普及促進、在宅	A	A	A	В	A	1 - 2	
	介護者への支援							
	介護料の支給等	<u>BO</u>	<u>BO</u>	<u>BO</u>	<u>BO</u>	<u>BO</u>	1 - 2	
			<u>重</u>	<u>重</u>	重	<u>重</u>		
	貸付・精神的な支援の実施	В	В	В	В	В	1 - 2	
	債権管理・回収の強化	В	В	В	В	В	1-2	
	自動車事故被害者等への相談	В	В	В	В	В	1-2	
	対応・広報活動							
自動車アセスメント業務			В	В	В	В		
	効率的・効果的な試験・評価	<u>BO</u>	<u>BO</u>	<u>BO</u>	<u>BO</u>	<u>BO</u>	1-3	
	の実施		重	重	重	重		
	わかりやすい情報提供	A	A	A	A	A	1-3	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、2年度の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。

中期計画(中期目標)		年度評	価		項目別調	備考		
		2 9	3 0	元	2	3	書No.	
		年度	年度	年度	年度	年度		
Ⅱ. ﴾	業務運営の効率化に関する事項							
	効率的な運営体制の確保、管理業務	В	В	В	В	В	2 - 1 - 1	
	の簡素化等							
	一般管理費・業務経費の削減、調達	В	В	В	В	В	2 - 1 - 2	
	等合理化の取組の推進							
	外部評価の実施、公表	В	В	В	В	В	2 - 1 - 3	
			_		_			
	業務の電子化及びシステムの最適化	В	В	В	В	В	2 - 2	
Ⅲ. ∮	 財務内容の改善に関する事項							
ш. Я	財務運営の適正化	В	В	В	В	В	3-1	
	<u> </u>						3-1 $3-2$	
	自己収入等の拡大	В	В	В	В	В	3 – 2	
	 保有資産の見直し	В	В	В	В	В	3 – 3	
	が日東庄で元臣し					D	0 0	
	短期借入金の限度額	_	_	_	_	_	3 - 4	
	不要財産又は不要財産となることが	_	_	_	_	_	3 - 5	
	見込まれる財産の処分に関する計画							
	重要な財産を譲渡し、又は担保に供	_	_	_	_	_	3 - 6	
	する計画							
	剰余金の使途	_	_	_	_	_	3 - 7	
IV. その他業務運営に関する重要事項								
			Τ					
	内部統制の充実強化、情報セキュリ	В	В	В	В	В	4 - 1	
	ティ対策							
	施設及び設備に関する事項	В	В	В	В	В	4 - 2	
	人事に関する計画	В	В	В	В	В	4 - 3 - 1	
	人材の活用	В	В	В	В	A	4 - 3 - 2	
	自動車事故対策に関する広報活動	В	Α	Α	Α	В	4 - 4	